

# 福祉サービス第三者評価を受審してみませんか？

## 第三者評価を受けるメリット

組織の対内的な面と、対外的な面の双方からメリット効果が期待できます。

### 〈対内的な効果〉

- 自らが提供するサービスの質について改善すべき点が明らかになります。
- サービスの質の向上に向けた取組みの具体的な目標設定が可能となります。
- 第三者評価を受ける過程で、職員の気づき、改善意欲の醸成及び諸課題の共有化が図られます。

### 〈対外的な効果〉

- 利用者等からの信頼の獲得と向上が図られます。
- 事業所のサービスの質の向上に向けた積極的な取り組み姿勢をPRすることができます。
- 社会福祉法人の指導監査を（3年に1回）4年に1回に緩和できる規定があります。

## 評価対象事業所

**対象事業所** 保育所、老人福祉施設、障害者・児施設、社会的養護関係施設（児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設等）、救護施設等

※高齢者・障害福祉サービス事業所については、平成30年4月1日から「第三者評価の実施の有無」「実施した直近の年月日」「実施した評価機関の名称」等を重要事項説明書に明記することが義務付けられました。

## 評価実績

評価結果は、ワムネット (<http://www.wam.go.jp/>)・愛媛県庁ホームページでご覧いただけます。

**評価実施事業所数（2018年4月現在）** 保育所(56)、障害者・児施設(12)、老人福祉施設（通所介護・訪問介護等含む）(78)、社会的養護関係施設(28)、救護施設(6)、**合計180施設・事業所**

## 評価機関

社会福祉協議会は、社会福祉法に「地域福祉の推進機関」と明記されている、中立、公平、公正な事業を展開する民間の組織です。

社会福祉法人 愛媛県社会福祉協議会 総務企画部 法人振興課  
〒790-8553 松山市持田町三丁目8番15号 愛媛県総合社会福祉会館内  
[TEL]089-921-8566 [メールアドレス]shinko@ehime-shakyo.or.jp  
[FAX]089-921-8939 [ホームページ]http://www.ehime-shakyo.or.jp/



# 福祉サービス 第三者評価

福祉サービス第三者評価は福祉サービスの質の向上と利用者への情報提供を行うための仕組みです。

## 福祉サービス第三者評価とは

福祉サービス第三者評価とは、事業所の提供するサービスの質を当事者（事業所及び利用者）以外の公正・中立な第三者機関が、専門的かつ客観的な立場から評価するものです。

第三者評価は、個々の事業所が事業運営における具体的な問題点を把握してサービスの質の向上に結びつけるとともに、評価結果等が利用者の適切なサービス選択に資するための情報となることを目的としています。

第三者評価の実施  
サービスの質を向上させるための取り組みの促進

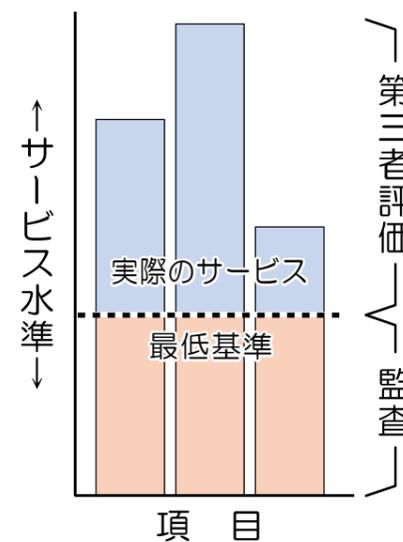
利用者のサービス選択  
サービス内容の透明性  
確保のための情報提供

第三者評価の実施

利用者本位の福祉の実現

**格付け  
順位付け** 評価の目的ではありません。

## 行政監査との違い

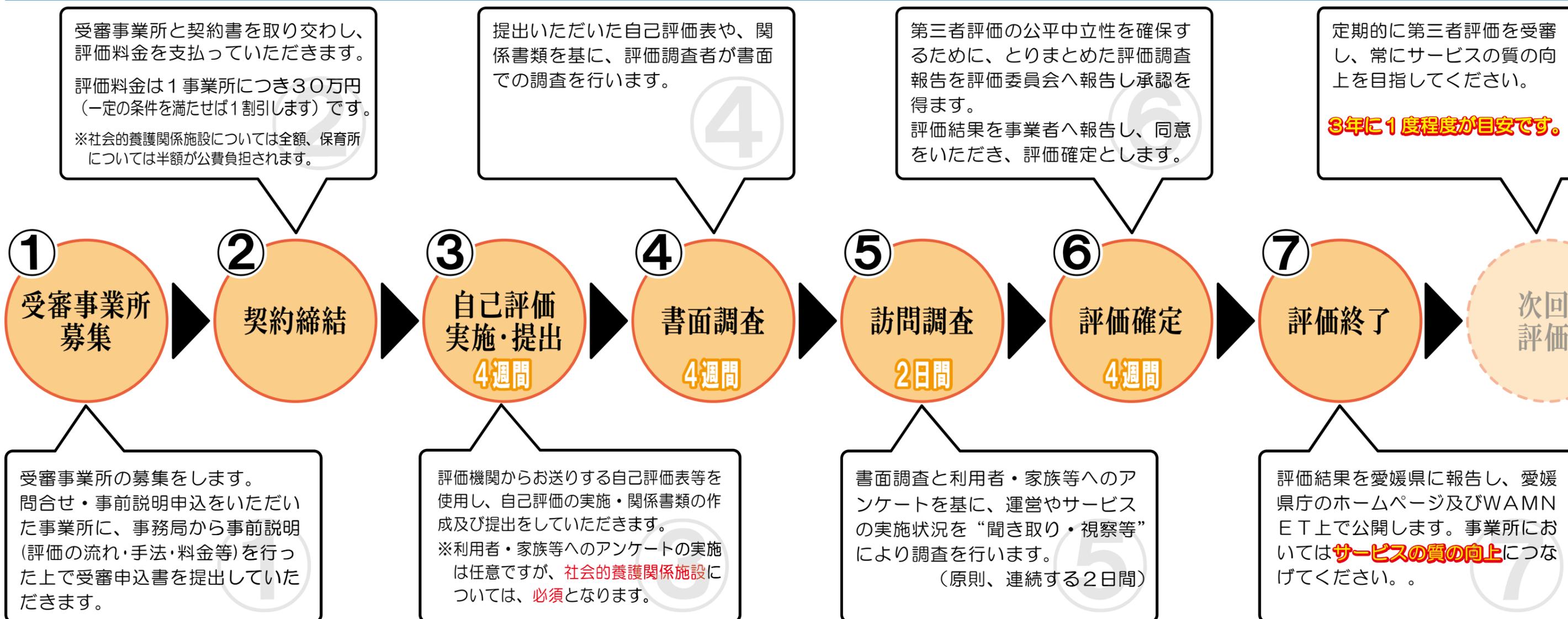


**第三者評価** 事業所の提供する福祉サービスの質の向上を目的として、第三者による公正かつ適切な評価を行うことにより、現状の福祉サービスをよりよいサービス水準へ導くものです。

**監査** 法令で定める社会福祉施設の最低基準を満たしているか否かについての確認を行うもので、社会福祉事業を行うために最低限満たしていなければならない水準を示しています。

# 福祉サービス第三者評価の流れ

愛媛県社会福祉協議会が実施する第三者評価は事業所との共同作業を基本とします。



## 第三者評価の基準

愛媛県では、国が示したガイドラインを元に、愛媛県福祉サービス第三者評価事業推進委員会での審議を経て、「愛媛県福祉サービス第三者評価基準」を策定しています。

最新の情報は愛媛県保健福祉部社会福祉医療局保健福祉課ホームページ <http://www.pref.ehime.jp/h20100/fukushi-hyouka/> でご確認ください。

## 第三者評価の公表

独立行政法人福祉医療機構（ワムネット <http://www.wam.go.jp/>）や愛媛県庁のホームページから確認することができます。

## 評価調査者の要件

評価調査者は、第三者評価の専門性を確保するため、必要な経験や資格を有し、かつ、愛媛県及び全国社会福祉協議会が実施する「評価調査者養成研修」を受講した者です。評価調査者の具体的な経験や資格は、次のとおりです。

- a 組織運営管理業務を3年以上経験している者、またはこれと同等の能力を有している者
- b 福祉・医療・保健分野の有資格者、または学識経験者で、当該業務を3年以上経験している者、またはこれと同等の能力を有している者